

決算特別委員会会議録

日時 平成21年10月22日(木) 開会時間 午前10時05分
閉会時間 午後1時53分

場所 第3委員会室

委員出席者 委員長 望月 清賢
副委員長 丹澤 和平
委員 中村 正則 皆川 巖 高野 剛 大沢 軍治
山下 政樹 鈴木 幹夫 石井 脩徳 堀内 富久
竹越 久高 岡 伸 内田 健 清水 武則
河西 敏郎 小越 智子

委員欠席者 金丸 直道 武川 勉

説明のため出席した者

総務部長 古賀 浩史 総務部防災危機管理監 清水 文夫
総務部理事 依田 正司 総務部次長 飯沼 義治
総務部次長(人事課長事務取扱) 芦沢 幸彦 職員厚生課長 野中 進
財政課長 福富 茂 税務課長 望月 明雄 管財課長 矢島 孝雄
私学文書課長 鈴木 治喜 市町村課長 青柳 治
消防防災課長 堀内 浩将

農政部長 笹本 英一 農政部次長 松村 孝典
農政部技監 石川 幸三 農政部技監 西島 隆
農政総務課長 杉山 正巳 指導検査室長 原田 育生
農村振興課長 有賀 善太郎 果樹食品流通課長 樋川 宗雄
農産物販売戦略室長 河野 侯光 畜産課長 白砂 勇
花き農水産課長 深沢 和人 農業技術課長 赤池 栄夫
耕地課長 加藤 啓

出納局次長(会計課長事務取扱) 山本 一

議題 認第1号 平成20年度山梨県一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定の件

審査の概要 午前10時7分から午後1時53分まで総務部及び農政部関係の部局審査を行った。(午前11時16分から午前11時49分までと、午前11時58分から午後1時4分まで休憩をはさんだ)

質疑 総務部、農政部関係

(県債等残高の削減について)

竹越委員 先ほどの御説明で聞き漏らした点がございませう。県債削減の件ですが、20年度、結果として計画を上回るペースで進んでいると御説明いただきましたが、監査委員の意見書の中の3ページ、歳入の中の②のところに県債について記載があ

りまして、これだけ見ていると、「県債等残高削減計画の着実な推進を図られたい」と書いてあるので、何となく予定のペースより進んでいないようにも受け取れます。もちろんこの数字は、ベースが違うのかもしれませんが、監査委員の意見といたら、これだって権威のあるものだと思うんですね。別に監査委員と意見調整をしろというつもりではないのですが、これだって外向きには公になるものであって、総務部長の御説明も公式のものなので、どう理解したらいいのか。

福富財政課長

県債の削減につきましては、予算上、決算上の県債トータル、それから、臨時財政対策債を含めましたトータルの県債がございます。地方財政対策が厳しい中で、臨時財政対策債も含めた県債残高につきましては、増加せざるを得ないという状況でございます。一方で臨時財政対策債につきましては、今後、交付税で措置をされて、県の負担という意味では考慮されるということで、それを除いた通常の県債を今後削減していくことを、決算についての意見書の中で位置づけて取り組んでおるわけでございます。これにつきましては、今部長から申し上げましたとおり、計画を上回るペースで削減が進んでおりますので、県としてはこれを引き続き進めていくということが必要になろうと思っております。ただ、財政状況、景気動向もさらに厳しくなる中で、今後、一層財政運営が厳しくなるということもございまして、監査からの御指摘のとおり、上回るペースだからそれ以上努力をしない、ということではなくて、さらなる削減努力をしながら、今後の弾力性を確保していかなければならないという認識でございます。

竹越委員

説明の理解はするのですが、そうであれば監査委員のほうにももう少し丁寧に説明をしないと、監査はやはり権威があるものですから、これだけ見るとそのようには全く受け取れないのであります。そういう意味では、県民はもとよりですが、監査委員にこそ丁寧に説明しなければ全然これでは伝わってこない。そういう意味では大変残念なことだと思います。これも僕らが真剣に見ますので、気をつけていただきたいと思っております。ちゃんと丁寧に説明する必要があるということをお願いいたします。

(耕作放棄地の再生活用について)

農政部の中で、耕作放棄地の活用についてですが、主要施策成果説明書のほうで見ていただきたいと思っております。27ページです。先ほどの御説明の中でも、決算額にすれば257万円の中身を御説明いただいたのですが、予算現額の数値との対比をどう御説明をされるのでしょうか。予算のほうは1,320万円になっていますよね。決算が257万円、この乖離はどうなんですか。

有賀農村振興課長

農の4ページの耕作放棄地の再生活用の促進の257万円でございますが、これにつきましては、市町村の耕作放棄地の再生利用活用計画、5年計画を、昨年、28市町村すべてでつくりました。このうち、計画の策定と、耕作放棄地の調査については、国補事業で支援制度がございまして、それを活用した市町村が2市町村で、ここに支出済み額ということで計上してございます。そのほか、農の8ページの下から4行目でございますが、そこに不用額が出ています。耕作放棄地再生活用促進事業費執行残につきましては、県としては、当初の予算の中で全市町村の耕作放棄地を対象にした調査及び計画策定にかかわる費用を予算計上していましたが、先ほど御説明しましたように、2市町村以外につきましては、市町村の職員、あるいは農業委員会の職員、農業委員さんが現地の調査を行ったということで、調査費につきまして補助金交付の申請がありませんでしたので、これについて減額になったということでございます。

竹越委員 予定どおり計画策定はしたけど、お金はかからなかったということですか。

有賀農村振興課長 計画策定は昨年28市町村すべてで行いました。ただ、補助金を活用した市町村が2市町村、活用しなかった市町村が26市町村ということでございます。

竹越委員 では、これは県が補助制度をつくり、策定した場合には必要な経費について県から助成をするということだろうと思うのですが、それを活用しなかったということかな。それは、県にとって財政の面では大変ありがたいけれども、しかし、なぜでしょうね。余り使わない仕組みというのは、意味があったかどうかという点についてはどうですか。

有賀農村振興課長 これにつきましては、国の事業でございまして、耕作放棄地の調査の人件費に充てられる部分が多いのですが、実際としては、地域をよくご存知の市町村の職員であるとか農業委員さんが現地を歩かなければできません。それについては対象になっておりませんので、実態として、市町村の職員、あるいは農業委員さん、農業委員会の職員が現地を歩いて調査したということでございます。

竹越委員 これは、国の制度なんですね。でも、雇用対策などでもいろいろな事業を組み立てて、先取りしたりしながら、あるものだからどんどん使う、一生懸命使おうということをやっているわけで、この仕組みが国の制度であっても、せっかくあるのだから、これを活用すれば、活用の仕方もあったのだろうと思うのですよ。だから、これはある意味ではどっちでもいいような補助金ということだ。職員がやればできるとも見られるので、ほとんどのところはそうやっているわけだから、そういうことについての評価は、国の制度について、皆さんはどう思うのか。だって、活用を余りされないですよ、現実には。活用しにくいならもう少しこうやったらどうかということを書いてもいいと思うし、どうでしょうか。

有賀農村振興課長 これにつきましては、事業の活用を市町村のほうに、それなりにPRに努めてまいりましたが、その辺につきましては、今後一層、活用の推進に努めるべきだと考えております。

竹越委員 無理に使えということを書いているわけではないんですよ。使わなくてもできるものであれば使わなくてもいいのではないですか。どういう補助金の名前か知りませんが、ただ活用するように言うのではなくて、手直しをするとか、もう使われないのかどうかわかりませんが、そういうことについても皆さんも評価を持っていいのではないかと書いているんです。どうですか。くどいようですが、皆さん、こういう補助の仕組みならば、なくてもいいよというふうにも見られるわけだから、そういう評価はどうなんでしょう。

有賀農村振興課長 評価につきましては、私、細かいところまで承知してございませんが、確かに使われなかったことも事実だとすれば、それにつきましては、細かいことは今のところはお答えできませんけれども、メリットが少なかったという評価をこちらでもしています。

竹越委員 これ以上言いませんが、少なくとも何で使われなかったかというのはもう少し丁寧に調べておいてください、また総括のときもやりますから。

岡委員

ちょっと関連させてください。

私も実はこの間の常任委員会の中で、耕作放棄地が全国47都道府県の中で山梨県はワーストツーだというこの現実をどう考えるのか、そして、どう取り組んでいくのかという話の過程の中で、先ほどの再生活用指針をつくったという御説明をいただいたと思っています。そういう中で、今の竹越委員の質問の中にもございましたように、2,300万円のお金を使わなかったという点は、私は、言うなれば、ワーストツーという山梨県の耕作放棄地の現状を考えたときに、使いなさいということはないにしても積極的な指導をしていく必要があったのではないかと思うのですが、その辺はどうでしょうか。

有賀農村振興課長

耕作放棄地については、昨年、県で山梨県耕作放棄地再生活用指針を策定しまして、市町村も現地の実態調査を行い、各市町村で5カ年計画を策定しています。県もこの指針に基づいて、市町村の耕作放棄地対策を積極的に支援してまいりたいと考えています。したがって、今、もっと県が積極的に指導をという御意見がございましたので、今後、そういった耕作放棄地の解消につきまして、県と市町村が一緒になりまして積極的に支援してまいりたいと考えております。

岡委員

そういう中で、2市については積極的な取り組みがなされて250万円余の使用をされたということでもありますけれども、いずれにしましても、あと26市町村は、これらの部分について、農業委員さんや職員というような方々が調査に歩いたということでもありますけれども、実際問題として中山間地なんかを歩くときに非常に見苦しいわけですね。これらについて、この2市の説明はどうなっているのかわかりませんが、いずれにいたしましても26市町村の中には大変な耕作放棄地があることは事実なんですね。ですから、これらについてどうしていくのかという報告は、確実に出てきているのでしょうか。

有賀農村振興課長

耕作放棄地の調査につきましては、耕作放棄地の調査及び計画策定の事業費を使った市町村が2市町村ということですが、残る26市町村につきましてもすべて、調査と、それから、市町村ごとの5カ年計画は策定しています。これは昨年度中に策定をいたしました。

岡委員

そういう経過の中で、耕作放棄地がどのぐらい減少したというデータなども出たのでしょうか。言うなれば、昨年からことし、ことしと言うのは早いのですが、いずれにいたしましても20年度にどれだけ耕作放棄地が減ったのか、少なくなっていくのかということについては、報告書は出ているのでしょうか。

有賀農村振興課長

昨年、平成20年度の耕作放棄地につきましては、県や市町村の各種事業により解消したもの、それから、個人的に耕作放棄地を解消した方もいらっしゃいます。そういった面積を合計しますと、平成20年度は約140ヘクタールの解消をしています。

岡委員

まだ昨年指針ができたばかりですから、その実績というのはなかなか難しいとは思いますが、いずれにいたしましてもワーストツーをいかに真ん中まで持っていくのかということで、山村が多く、中山間地が多い山梨県でありますから、非常に大変だというのはわかるわけでもありますけれども、ぜひ努力をしていただきたい。要望して終わります。

(県税の未収入について)

総務のほうで、先ほど御説明をいただきました説明資料1ページから7ページですか、例年県税の未収関係については指摘をされているところでもあります。調定額に対する収入済み額が96%という形でありまして、決して低いとは言いがたいのですが、高いとも言いがたいわけです。というような中で、約24億の県税の未収入分などもあるわけですが、これらの解消に向けて、どんな取り組みがなされたのでしょうか。

望月 税務課長

県税の取り組みでございますが、これは税収確保対策ということで、総合県税事務所と税務課が一体となりまして取り組んでおります。特に、現年課税部分につきましては差し押さえを中心に、きちんとしたルールどおりの分納をということで取り組んできております。

また、個人県民税については、市町村が賦課徴収している部分でございますが、昨年度、滞納整理推進機構を設立いたしまして、市町村の併任発令を受けた県の職員と市町村の職員が協力して滞納整理に取り組んで成果を上げております。平成20年度は、29億円を引き継ぎまして、約10億円の滞納整理という実績となっております。

岡 委員

1,120億円余の税収からするならば、例えば納税奨励事務費でも23億円ほど使っているわけですから、さらなる努力が必要ではないかと感じているわけでもあります。先ほど機構もつくったということでもありますから、積極的な、それなりの対応をしていただきたいことを要望して終わります。

(耕作放棄地について)

鈴木 委員

先ほどの関連で農政部のほうに聞きたいのですが、耕作放棄地が平成20年度で140ヘクタール削減したということは、前にも本会議であったのだけでも、私はふえていると思っています。総体からして、平成20年度には耕作放棄地がふえている部分もあるでしょう。では、その140というのはどの数からいつの140ヘクタールですか。

有賀 農村振興課長

先ほど140ヘクタール耕作放棄地を解消したとお話ししましたが、これについては県の事業や、それから、市町村の事業、あるいは個人的に解消したということで、1筆ごとに積み上げながら、実績が上がってきています。ただ、今お話にありました、平成20年度に新たに耕作放棄地となった箇所は、ということになりますと、1筆ごとの調査が必要になりますので、そこについては今のところ確認はしてございません。したがって、ふえたものと減ったものとの差は実際には増減になると思いますけれども、それについては数値的には掌握してはございません。

鈴木 委員

わかりました。ただ、そこまで掌握してくれないと、これは総括でまたやらなければならないけど、耕作放棄地の議論にならないわけだね。やっているけど、全体がどうなって、例えば基本的には1年間でこのぐらい出ているというものを活用しながらやらないと、実質どのぐらいふえたとか、実質山梨県でどのぐらいあるとか、はっきり見えてこないと思います。だから、その辺は、予算を使えということではないけれども、現実的に使えるようにやらないと、実際、だれがどのぐらいということがわからないですからね。だから、それは県としてはしっかり把握していくべきだと思います。答弁はいいです。

(大型観光キャンペーン、トップセールスについて)

内田委員

観光や農産物の販売など、農政と、それから観光のほう、両方にまたがっているんで、どう質問したらいいのか、ちょっと迷っているのだけれども、それともう一つ、先ほど主要施策の成果説明書というのがありましたよね。今、見せてもらっているんだけど、非常に理解しにくいというか、どういうふうにこれを読んだらいいのかわからないです。例えば大型観光キャンペーンの展開という項目で何カ所か、この決算説明資料の中に出ているんですよ。そこを見ると、成果説明書の何ページを見ろとある。そこで、例えば116ページのところを見ると大型観光キャンペーンの展開とあり、観光宣伝費のところは5,200万円、そのほかにもろもろのもの、林道費や造林費、土地改良費などが出ていますよね。これは、農政部の関係のだけだと思うんだけど、次のページへ行ってもずっと観光の関係のことが出てきている。これはどこの成果ということですか。成果表をこのように与えられても、何の成果なのか全然、わからないし、こういうものをつくることの意味もわからない。

この資料を我々に渡してくれるのは結構なのだけれども、これだけ配ってもらっても何が何だか全然わからない。そこで、要するに観光のために、これは農産物の販売も含めて、一体年間トータルで幾らお金を使ったのかということだけ教えてください。そうしないと、成果というものがわからない。幾ら使って、これだけ成果があるのか。

河野農産物販売戦略室長 お答え申し上げますけれども、農政部でございますので、私どもが所管している部分のPR経費につきましては、成果表の23ページの食のやまなし販売促進への支援という中の1,400万円を山梨県の青果物のPR経費として執行しております。

内田委員

そうすると、私が今見ているのは農の7ページのところで、大型キャンペーンの展開は2カ所出てきているでしょう。項目で出ているはずですよ。これは成果表ではなく、決算説明資料のほうね。それだと、成果説明書のほうは116ページを見ろとあるでしょう。今の説明では23ページだということで、全くわからないよね。それを聞いているんです。我々にこれを与えてくれてもわからないでしょう。今、説明したのを聞いても、まだわからないよ。要するに、部局をわたって政策を推進していくのはもちろん結構で、そういう必要もあるのだけれども、今やっているのは決算なんですよ。決算のときにどれだけお金を使って、どれだけの成果があったということを、やるわけでしょう。わからないじゃないですか、それが。これをどう我々は理解したらいいのですか。

加藤耕地課長

今の内田委員の御質問でございますが、農政関係で大型観光キャンペーンの展開という中におきましては、耕地課関係の農道の事業が2つほど入っています。これは、基幹的な農道の整備という中で、農道につきましては農業以外の効果も非常に大きいということで、再掲しています。2つの事業、広域農道と農免農道事業、そして、ここに書いてある農村地域活性化農道整備事業を記載させていただいているということでございます。

内田委員

そういうことを言っているのではないんだよね。今、116, 117ページを見てください。この説明をずっと見ていくと、左側に予算科目があり、造林費とか、もろもろ出てきているでしょう。その横へこれを書いておいて、何の予算からこれを使ったのかというのはわかりますか。次のページへ行ったら、真ん中に沿道環境の整備などがあり、ここの辺にくると確かに道路橋梁の整備かなって

思うんだよね。そこから上はすべて観光のことが書いてあるじゃないですか。そうでしょう。だから、私が言っているのは、書き方はいいのだけれども、20年度にどれだけお金を使ったのかということ、まずそれを教えてください。それがわからないから成果も見られないです。だって、きょうはそういうことを審査しているんでしょう。どれだけのお金を使ったかということを見つめてほしい。それだけ先に出して下さい。

加藤耕地課長 成果の116ページにつきましては、全体の中における耕地課の関係だけで答えてしまい、大変申しわけないのですが、土地改良の関係につきましては、そこに書いてございますように112億円ということで、道路関係に充てたと。

内田委員 このお金は観光のために使った金ではないからわからない。こんな金額をここに出されても、何もわからないわけ。せつかくこれだけの資料をつくるのだから、わかるようにつくってもらわないと。こんなものを私たちのところへ与えられてもわからないんだよ。だって、きょうはそういうことを審議する場で、何が行われてきたのかというのを審議する場でしょう。だから、さっきから言っているように、農政部長から、幾ら使ったのかということを見つめて下さい。そうしないと、審議ができません。

笹本農政部長 今、先生のお話で、観光部がわからないという話ですけれども、土地改良費については、27ページのほうに総額のほうが載っております、こちらのですね。

内田委員 だめだ、だめだ。それでは議論にならない、委員長、何とかしてください。だから、今の県庁の悪い部分が出ているよね。要するに横断してやるのも結構だけれども、みんな把握していないんです。だって、1つの事業をやるのに、いろんな課がかかわってきているわけで、大型キャンペーンの展開と書いてあるじゃないですか。だけど、答えろと言ったら答えられない。まさに山梨県の県庁の有りようが今出ているんだよ、何もわからないで。あなた方がわかっているのだから、こっちにはもっとわからないよ。

笹本農政部長 この冊子の作成につきましては、当然各部で資料等を出して、まとめたところがございまして、申しわけないのですが、観光部の部分を資料提供として出させてもらっておりますので、私ども農政部とすれば観光部が幾らというのはなかなか難しいと思っています。

内田委員 今まではたしか、決算委員会だったのね。だけど、昨年からは決算特別委員会にしているわけでしょう。なぜかということ、予算とリンクさせようということなんです。だから、私はそうではないけど、ここに出てきているメンバーは20年度の予算にかかわっているんです。そして、決算も同じメンバーでやろうとってわざわざつくったんです。そういう中で、予算を審議して、お金を使いますよとって、きょうは決算だから成果が出てきたと。今まさに審議をするときに、説明資料がきちんとそろっていないし、わからないじゃないですか。

(休 憩)

内田委員 休憩中に私もこの成果表を見直したのだけれども、要するに私が言っているのは、大型観光キャンペーンという名目で事業を展開したと。これは、部局でいうと、例えば農政部、観光部にまたがっているわけですね。でも、実際はその中で

お金を使ったわけだよね。予算計上してお金を使ったわけでしょう。そして、その結果こういうものが出てくると思うんだよね。例えばこの主要施策成果説明書、あるいは総合計画実施状況報告書という形で、きょう、まさに決算書につけて出てきているということは、説明資料として出しているのだから、審議をしてくださいよということでしょう。この説明資料が見てもわからないということであれば、やっぱりわかるようにこれをつくるということも必要だと思うのね。それを1つ。これは次の年へのことだからこっちへ置いておいて。

部長からきちんと説明してもらいたいんだけど、大型観光キャンペーンは、農政部としてかかわった部分がどれだけあるのか、実際に県民に示すのに、これだけの成果がありましたということが言えるのかどうかということ。きょう、我々がここで審議をしているのは、成果があったかどうかということです。そして次年度へ生かしていくんでしょ。あるいはその次の年度へ生かすんだよね、22年度へ。そのためにきょうはあるのだから、その説明をきちんとしてもらいたい。金額、できれば数字を出してもらいたい。これだけの成果もありましたということも出してもらいたい。

笹本農政部長

観光と農政、一体のものがありますので、私どもとすれば、知事のトップセールスや、農畜協と連携して一緒に物産フェア等をやっています。委員がおっしゃるとおり、直接的に、すぐキャンペーンをやったかどうかなどという具体的な成果は、特に農産物価格等、なかなか難しい面もございます。そういう意味で、私どもとすれば引き続き一生懸命やっているわけですけれども、例えば輸出でありますと需給調整的な効果もございますし、新しい販路の開拓ということで努力もしているわけですけれども、具体的にその数字というのはなかなか難しい面があるのですけれども、委員の趣旨も踏まえながら、今後はそういう具体的な成果が出るような行動等をしていきたいと思っております。

内田委員

それだと、話し合いをして、例えばこっち側に生産者側が座っていたとして、話し合いが決裂する、まさに決裂の答弁というんだよね。今、トップセールスの話が出たからトップセールスのことも言いたいものだけれども、例えば、台湾へ行ったり、北京へ行ったり、上海へ行ったり、香港へ行ったり、青森や大阪へ行ったり、もろもろのことをやってきているよね。今までの知事さんができなかったようなこともしているはずですよ。ところが、生産者側から見ると桃の価格は下がっているし、とにかく実質的な所得は減っているんですよ。そういう中で、新聞には確かに大々的に、大型観光キャンペーン、観光客をふやすために、あるいは農産物をたくさん売るためにとあるんだよね。あるいは、トップセールスもそうですよ。必ず新聞に大きく写真入りで載ったり、あるいは県が出す広報にも大きい写真入りで、どこどこへ行ってやりましたというのが出てきた。そうすると、県民にとってみると、あるいは生産者にとってみると、それだけお金を使ってくれたのならば、それなりの成果があって当たり前だと思いますよ。そういうものがきょう何か出せるのかと聞いているのね。そうしたら、今はなかなかそういうことが難しいと言うから、では、出せないということね。そういうことはできませんということですね。

笹本農政部長

委員がおっしゃるとおり、なかなか数字が具体に出ないのが事実でございます。今後、どんな仕様が可能なのか、また検討してまいりたいと思っております。費用対効果という意味でなかなか政策判断が難しいかと思うのですが、その辺もまた、さまざまな場面で部内も含めてまた議論して、なるべくいい方向に進めたいと思っております。

内田委員　それだとさっきの答弁と全然変わらないんだ。具体的に、例えば大型観光キャンペーン、これ、農政部でどのぐらいかかわっているのかな。例えば土地改良の関係で道路をつくった場合に、11億円ぐらいその道路をつくるのにかけたとしたら、少なくとも何十%かは観光のためにも寄与しなければ、当初の成果はないわけでしょう。そうすると、数字として、そういうものを出してほしいんですよ。例えば20年度の決算がこうだったと。では、ことは今進んでいるわけだから、22年度についてはこのぐらいのものを出すというのをやりますか。今の抽象的な答弁ではなくて、そういう努力はしますか。

笹本農政部長　委員がおっしゃる意味もよくわかりますので、具体的にどんな数字が出せるのか、検討させていただきたいと思っています。

内田委員　今、そういう答弁をもらったから、これ、私の頭の中に入っているからね。努力するのではなくて、やるということ。22年度に向けてやるということだね。それでいいですね。

中村委員　執行部として簡単に検討しますなんて、無理なことは、これはよしたほうがいい。もう一つは、成果説明書なんていうものに出すからなおいけない。成果ということになれば、すべてがそういうことに対する成果評価をしなければならないでしょう。その辺のことについての、資料の出し方もおかしいよ。

だから、内田委員の質問はおっしゃるとおりなのだけれども、無理なことは無理だよ。こんなもの、努力したって結果は出ないですよ。どうですか、その辺のことも含めて答弁をしたほうがいいよ。

笹本農政部長　さまざまな御意見をいただきましたので、それを含めてできる範囲で努力をさせてもらいたいと思っています。

内田委員　きょうは決算の委員会だよね。しかも特別委員会までつくったわけだ。何のために決算の審査をするかということ、予算化したものをそのとおりに執行しましたということを確認するためではないんだよね。それもあるのだけれども、決算を審査するということは、次年度や、あるいはその次の年度になる22年度に向けて、その成果を踏まえて予算化するという事なんです。それができないのだったら県の職員なんてやめたほうがいいよ。私たちもこの審議をしないのだったら議員なんてやらないほうがいいよ。県民のためにならない、そんなことは。小さい意見であっても、翌々年度の予算にはそういうものを反映していこうと。だから、きょうがあるのではないですか。私はそう思っている。そうでなければ、議員なんかやっている意味がないと思う。ということで、さっきのことは、そういう答弁を伺ったということでいいですね。それだけもらえば結構です。

笹本農政部長　先ほど申しましたように、できる範囲で具体的な数字がとれるよう努力してまいります。

(休 憩)

(職員の時間外勤務について)

小越委員　総務部関係の質問をさせていただきます。
昨年度も含めて、職員の定数を減らしてきているのですけれども、職員の人件

費も昨年、大幅に削減したと思っています。

そこで、昨年度、時間外手当は幾らで、ふえたのか減ったのか、時間外労働時間は減ったのかふえたのか、知事部局だけで構いませんのでお答えください。

芦沢総務部次長 人事課のほうで、職員の時間外については時間で管理しております。命令時間でいきますと39万3,024時間が時間外勤務の総時間で、月平均の1人当たり直しますと8.5時間になっております。

小越委員 それは、前年度、それから経年で比べて、時間外労働時間はふえているのでしょうか。そして、命令時間の前に枠というのが決められているのでしょうか。

芦沢総務部次長 後のほうの質問からお答えしますが、枠といいますか、年度当初に各部局で、例えば年間でこの所属では何時間というような形で、目標時間を設けております。それから、ふえているか減っているかでございますけれども、最近の時間外の状況でございますけれども、平成19年度に比べますと平成20年度は減少しております。

小越委員 時間外労働に時間外手当を支給されるのは、多分管理職手当をいただいている方々だと思っています。それで、目標時間を設定して、その時間内でおさめるというやり方であるとする、この目標時間は、昨年、平成20年度何時間で、その前の19年度に比べて減っているのですか、ふえているのですか。

芦沢総務部次長 平成19年度と平成20年度につきましては、目標時間の総量は同じでございます。

小越委員 目標時間というのは何時間で、その根拠は、各部局ごとにあると言ったのですが、どのような根拠のもとに目標時間を設定しているのでしょうか。

芦沢総務部次長 目標時間につきましては、平成17年度の実績をもとに、今現在を見ますと20%減という目標で推移しています。当初、1割減ずつにしていまして、20%減のところ、あとは、平成19年度、20年度も同じ数字を使っております。

小越委員 平均8.5時間と聞いたんですけど、現場の皆さんを見ていますと、もっとお仕事をされていると思います。それも、これは管理職手当がつかない職員の皆さんだと思います。こちらにいらっしゃる皆さんは多分時間外手当をもらわない管理職の方だと思うのですが、管理職の方も含めると皆さんどのくらい労働をされているのでしょうか。総労働時間は何時間になるのでしょうか、平均で。

芦沢総務部次長 総労働時間ということではなくて、時間外の部分についてのみで答えさせていただきますと、平均いたしますと先ほど言いました8.5時間、それから、管理職手当受給者につきましては、時間外勤務手当の支給がございませんので、具体的にどのくらいの時間外をやっているかという数字は、手元ございません。

小越委員 17年度からどんどん職員を減らしてくる中で、昨年度、給料を削減されました。それで、私が感じている中では、8.5時間では済まないと思うんです。ゼロの方から多い方までいらっしゃると思うんですけど、夜7時8時はもちろんですが、9時、10時、12時近くまで電気がついてますよね。そのときは時間外手当をいただかない管理職の人しか仕事をしていないということですか。

芦沢総務部次長 電気がついているというのは、その職場に職員全員が残っているというわけではございませんで、先ほど平均ということで説明させていただきましたが、確かに少ない方はゼロ時間の方もいます。ただ、多い方は正直申し上げて月に60時間を超えるような方もいらっしゃいます。そういった意味で、管理職だけがそこで働いているというわけではなくて、確かに長時間残業している者もおります。夜、見ていただければ県庁がこうこうと輝いているのは事実でございますが、全員が働いているというわけではございません。

小越委員 それでいきますと、8.5時間でなくて、例えばですよ、目標時間が設定されている、また、議会もいろいろ立て込んでくる中では、年度末になると、もうこれ以上時間外はつけてはいけないという指導をしていたりすることはありませんか。

芦沢総務部次長 目標時間というのは、職員の健康などを考えまして、長時間残業は避けようという趣旨もございますので、全所属で時間外の短縮、縮減を図っていただきたいという考えのもとに目標時間を設定をしております。そういった意味で、今、委員が申されましたが、突発的な事案や、いろいろな事案の中で、年度当初の目標時間をオーバーすることは現実でございます。そういった場合には、各所属のほうから人事課のほうに申告というか、追加配分の要求をしていただきます。それについてはもちろん理由をお聞きするとともに、今後さらに縮減の努力をしてもらいたいということをお願いしながら追加の配分はしておりますので、オーバーした場合にそれをカットするという方法はとっておりません。

(職員の長期療養について)

小越委員 それでは、昨年度、知事部局だけでもいいですけれども、例えば長期療養の方、とりわけメンタルヘルスを含めて何人いらっしゃるのでしょうか。

野中職員厚生課長 20年度の養護措置件数ですが、116件ございまして、これは、メンタルも、けがをされた人も含めてですが、そのうちメンタル関係は52件でございます。

小越委員 私はこの数字を少ないとは思えないです。多いと思います。それで、やはり私はその8.5時間というのはどうしても納得がいかないのですけれども、例えばこここの庁舎管理の問題ですと、5時半の勤務の時間を過ぎますと、多分、冷房、暖房が切れると思います。夏になりますと、西日の当たるころは、物すごく暑くなっていると思います。管理職の方、それから、管理職手当をいただかない方も含めて、劣悪な環境のもとで長時間労働している、その結果がこのメンタルヘルスも含め116件、メンタル52件となっているのではないかなと、心配をしているところです。やはり、人をきちんと確保して、時間外労働を削減するようにお願いしたいと思います。

(滞納整理推進機構について)

次に、総務部の滞納整理推進機構についてお伺いします。

滞納整理推進機構を昨年度から設置して、そこに幾ら、何に使ったのか、それから市町村負担があると思いますけれども、それは幾らなのか、お示してください。

望月税務課長 市町村に負担していただいている金額は279万6,000円でございます、これは、滞納整理推進機構の備品やコピー代等々で使っております。また、アドバイザーをお願いしておりますので、その報償費、それから、業務研修等も行っ

ておりますので、そういったものに使っております。

小越委員 全部で幾らですか。

望月 税務課長 滞納整理推進機構の事業費分として196万円、それから、賦課徴収事務費の経常経費の中でコピー代等に使っておりますので、それらを含めて負担金の279万6,000円以上を使っております。

小越委員 市町村負担だけでやっているわけではなく、県もお金を出しているという理解でいいですね。それで、平成20年度からこの滞納整理推進機構をつくられたのですが、市町村税を預かるというか、納めてもらう、本来は市町村がやるべき業務だと思いますけど、なぜそれを県が滞納整理推進機構をつくってまでやったのでしょうか。

望月 税務課長 まず、個人住民税の中には市町村民税のほかに県民税もございます。滞納の関係で申しますと、本県の場合、市町村で徴収していただいております個人住民税の滞納額が多いというのが1つの大きな問題になっております。市町村の現状を見ますと、固定資産税やいろいろな税目がございます。本県の場合、徴収率が全国最下位クラスという状態がございます。そこで県も市町村と協力して応援をしながら、相互に連携して滞納整理を進めていかなければならないということで、相互併任という方式で滞納整理推進機構を設置いたしました。

小越委員 滞納整理推進機構には、市町村からどういう案件が送られてきたのでしょうか。全部で何件で、どのような理由で送られてきたのか、案件の理由、根拠をお示しくください。

望月 税務課長 市町村から送られてきました案件ですが、昨年は1,561件を滞納整理推進機構で引き継いでおります。総額で29億6,519万円です。おおむねこのうちの8億7,000万円ぐらいが個人住民税でして、残りが固定資産税等でございます。

滞納整理推進機構では、個人住民税だけではなくて、市町村の応援ということですので、固定資産税等の部分も、高額で徴収困難な困難事案を中心に引き継いでおります。これには、県の6名の職員も市町村長の併任発令を受けまして、協力して当たっているということです。

小越委員 地方税法で、滞納者に対して財産がないことや、滞納処分すると生活に支障を来す、また、所在や財産が不明というときには、滞納の執行停止を市町村長がすることができると思っております。これらの要件に当てはまるなら市町村長が執行を停止すべきで、わざわざ機構に送ることはないと思います。そうしますと、先ほどの高額で徴収困難という方は、これは自治体長の不作為、怠慢であるのではないのでしょうか。いかがでしょうか。

望月 税務課長 市町村でも、滞納整理に頑張ってもらっていますが、職員の数の問題等がございます。県と連携して、徴収技術などを磨きながら徴収に取り組むということで、市町村でも一生懸命頑張ってもらっていると理解しております。

小越委員 それでは、1,561件のうち、納税猶予や換価の猶予、処分の停止というのは昨年度何件あったのでしょうか。

望月 税務課長 滞納整理推進機構では1,561件につきまして、まず、徴収額としましては4億6,000万円、それから、納付約束が3億8,000万円、執行停止等が2億5,000万円です。数としては、執行停止102件、それから、徴収猶予、これは分割納付を認めたものですが、これが375件、差し押さえ執行が718件という状況です。

小越 委員 執行停止は、102件あるんですね。本来は、これは自治体長、市町村長のところでできたものではないかと思います。それで、差し押さえが718件、これは機構だけですけれども、市町村の分も含めるとたしか3倍近くに上っているとの新聞報道がありました。その中では、県の方針でまず差し押さえありきとしているのですが、どうしてまず差し押さえるという基準をつくったのでしょうか。

望月 税務課長 まず、地方税法では、滞納が発生して督促状を送達して、それから10日経過してもまだ納めていただけない場合は、差し押さえをしなければならないというのが原則となっております。ただ、そうは申しましてもいろいろな御事情があると思いますので、納付能力がありながら滞納する場合につきましては、原則どおりの対応をしていかなければならないという、あくまでも法の原則を改めて示したものでございまして、個々の滞納事案につきましては、それぞれ納税交渉等の中で実情に即した対応をすることにしております。特に、滞納整理の基本は、非常に景気が厳しい中、家計が苦しいにもかかわらずいろんなやりくりをして納期内にきちんと納めていただいている方、皆様ほとんどでございますが、そうした方々と、納付能力がありながら分納とか、なかなか納めていただけない方との、納税の公平性ということをまず保たなければならないというのが原則であると考えております。

小越 委員 それでは、例えば納税猶予の申請書というのは、県税事務所、それから各市町村窓口にどのぐらい置いてあって、どのぐらい申請があるのですか。

望月 税務課長 納税猶予に関する申請書につきましては、県税事務所、市町村にも様式が用意してございます。まず、徴収猶予というものがございまして、これは、納税通知書をお送りした後、納付期限前に御相談をいただいて、法の要件に合致していれば、納付期限の翌日から1年を上限として徴収の猶予をするというのですが、ほとんどの場合、納税通知書をお送りして、納付期限を過ぎてからの話になります。滞納整理の納税交渉の中で、実情を踏まえて換価の猶予、これは滞納処分を猶予するわけですが、徴収の猶予と同じような効果があり、決定から1年を上限として分納等で対応するという形になります。徴収猶予の申し出というのは、昨年度は3件でございました。

小越 委員 その申し出が3件しかないということは、市町村も含めてですけど、余りに知らせていないのではないのでしょうか。あるところで、税金の相談に行ったときに猶予を申請したいと言ったら、そんなものはない、自分たちで調べて持ってこいと言われて、どういうことかわからなかったという話を聞いております。申請書は窓口へ置くべきです。こういうときには申請をしてくださいというように親切にしないと、差し押さえ予告通知書を送られてきたらどうしていいかわからないです。3件しかないというのは、こちらのほうでこういうものがありますよということを提示していないことと一緒に思うんです。この方針をもとに滞納整理推進機構では、市町村にも研修をしていると先ほど言っていました。県は市町村

にどういう指導をしているのでしょうか。

望月 税務課長

今の件数は、県税事務所で、徴収猶予、納付期限前に申し出があったものです。その後、滞納整理の中で交渉をしまして、換価の猶予等をかけて分割納付を認めたものが昨年1,400件ございますので、納付期限までの申し入れがたまたま3件しかなかったということです。ほとんどの場合が、滞納が発生してから納税交渉の中で実情を把握した上で分納を認めたり、例えば生活困窮の場合は執行停止をかけるということになります。窓口へもっと御相談に来ていただければいいわけですが、滞納をされる方はなかなか納付期限前にはお見えにならない。滞納になって、こちらから納税交渉を始めた中でやっと交渉ができるという状況でございます。

小越 委員

余談ですけども、例えば旅館の送迎用のバスを差し押さえられたり、自営業者の当座預金を差し押さえされたりしますと、仕事ができないんですよ。当座預金を差し押さえられたら、銀行との関係がどうなるか。でも、それをやっているんですよ。収入がない方の年金を差し押さえる。年金は振り込まれれば預金だからそれを押さえるといいますが、それを押さえられたらどうやって生活をしていけばいいのか。そういうことを親切丁寧にやっているとは思えません。送られてきたらどうしていいかわからない。この申請書があるということもわからない。とにかく来いというだけでは、滞納はなくなっていくかと思っています。悪質な方にはしっかりやってもらいたいのですけれども、住民税の税率が一律10%になり、多くの方々は住民税が増税されました。それも含めて大変な状況になっていると思います。ぜひ資料をお願いしたいのですが、所得階層別の滞納の額、例えば100万円の方がどのぐらい、何人いるのか、1,000万円以上の方が何人滞納されているのか、その資料、出ますでしょうか。

望月 税務課長

所得階層別の課税額という資料はございますが、滞納の額というのは、市町村で調査してまとめなければ出てこない、通常の税務統計の中には出てこない資料でございますので、検討させていただきたいと思います。

小越 委員

どういう人が困っているのか、よく実態をつかんでいただきたいと思います。差し押さえありきと、まず文書に書いてあります。数値目標を立てて差し押さえしなさいと県が通知を出しています。そうしますと、市町村でばんばん差し押さえをしているんです。私は取立屋ですからはっきり言った職員の方もいらっしやいます。そんなことを住民の方がされたらどういう気持ちがあるか、ぜひ考えてもらいたいと思います。これはまた後のところでお話しします。

(知事のトップセールスについて)

次に、農政のところですが。

先ほど内田委員からも質問があったのですけれども、トップセールスのところです。

横内知事になってからトップセールスで農産物の輸出やいろいろな販路拡大をされているのですけれども、昨年度知事のトップセールスで、農産物の販路拡大や輸出関連すべてで、幾ら使って何回行ったのか、それは昨年度に比べてどのように変化しているのか、まずお示しください。

河野 農産物販売戦略室長

まず、20年度でございますけれども、国内と国外で行いました。金額的には先ほど申しました農畜協への補助金の1,400万円の内数です。そして、海外の関係につきましては、同じく輸出協というのがありまして、ここが行う部

分に対する補助金と県執行部分という格好になっております。両方合わせて幾らなるかというのは今わかりかねますので、後ほど資料をお出ししたいと思います。

小越委員 昨年度の分も含めて、19年度と比べてふえたか減ったかということについて。

河野農産物販売戦略室長 基本的には海外のトップセールスにつきましては20年度が最初ですので、19年度はございません。ですから、結果的にはふえていると思います。

小越委員 ぜひ資料をいただきたいです。先ほどトップセールスで、今、国内で1,400万円、国外へは、それだけではなくていろんなことを含めて、知事、外へ行かれていますとは思いますが、どのような農産物に、農政に影響されたかというのを知りたいのですが、農業ルネサンス大綱の中で、農業生産額が2006年は897億円、2016年は1,000億円にしようという目標があるのですが、2006年が897億円ですから、2007年、2008年はどの程度の農業生産額があったのか、お聞きしたいです。

河野農産物販売戦略室長 山梨県の平成19年度でございますけれども、909億円になっております。そして、20年度は899億円、対前年比でいきますと98.9%となっております。

小越委員 2016年1,000億円で、平成19年が909億円、その次、20年度はまた下がっているんですね。山梨県の主な大きいものでいうと果樹生産があると思いますが、2007年はたしか509億円だったかな。2008年度はどうだったのでしょうか。

河野農産物販売戦略室長 果物でいきますと490億円となっております。

小越委員 トップセールスの成果が、すぐにはあらわれてこないかもしれないですけど、農家所得、生産額も含めて下がってきていると思うんです。それに対してどのような政策を打つか、トップセールスだけではすぐに成果にはなっていないと私は思っています。担い手をつくり、それから、農家の所得保障をすることが大事だと思いますが、そこでお伺いします。

(担い手対策について)

この成果説明書の中で、担い手対策として新規就農の人数が、たしか100人に対して82人とあったと思うのですが、そのうち果樹の新規就農の方は何人いらっしゃるのでしょうか。

赤池農業技術課長 今、手元に20年度の新規就農者82名というものはございますが、作物別の数字は手元にございません。

小越委員 新規就農者については、ニュースなどにもたくさん出てくるのですが、どちらかという、野菜、米が多いのではないかなと思うんです。山梨県の主要な作物でありますブドウ、桃の生産額は、2007年に対して下がっているんですね。果樹はやはり手間がかかりますし、技術もかなり必要だと思います。そのところに対する新規就農への支援策というのは、昨年度、どのようなことがあったのでしょうか。

赤池農業技術課長 委員がおっしゃいましたように、どうしても果樹は技術的に非常に高度なもの

ですから時間がかかります。そういう意味では、この82人という中には果樹は少ないと思います。

小越委員

やはり難しいところですが、果樹をどうするか。899億円のうち果樹が490億円ですから、山梨県の中で半分以上の生産額を占めているわけです。昨年度は原油価格の高騰もあり、ハウスの桃やブドウをおやめになる方もいらっしゃったと思います。それも含めまして、この新規就農で果樹をどうするのか、そこに対しても具体的な施策がないと、新規就農がふえた、ふえたというのですけれども、結局一番大きいブドウ、桃のところは手つかずであったのでは、少し困るのではないかと考えております。そこを含めてぜひ御検討いただきたいです。

赤池農業技術課長

ちょっと違う視点で申し上げますが、農業大学校に、訓練科という農業の訓練をするところがございます。その枠は20年度は40名でございます。その中で、今、委員が御心配の果樹の部分ですが、40名のうち一番多いのは野菜の19名ですけれども、果樹の部分は15名という形で、半分まで行きませんが果樹もふえてきています。

資料が出てまいりましたので申し上げますが、先ほどの新規就農者82名のうち38名が果樹でございます。果樹は非常に技術的に高度なものが要求されますので、このような状況にありますけれども、訓練やあるいは果樹への参入もふえつつあるということです。

小越委員

もう終わりますけれども、果樹はすぐつくってことし金額になるというのはなかなか大変だと思います。野菜もそうですけど、果樹はとりわけ、ことしから始めたからすぐ農家の収入がふえるとか、そこで食っていけるといふふうにならないと思うんです。3年、5年、下手すれば10年ぐらいの長いスパンでやらないと果樹はお金が入ってこないという中では、やはり所得保障も含めて果樹の新規就農者をふやすのは必要ではないかと考えているところです。ぜひそこを御検討いただきたいと思っています。

以上で終わります。

(主要施策成果説明書について)

丹澤委員

今回この成果説明書を出していただきまして、先ほど内田委員のほうからも話がありましたけれども、これは地方自治法で決められた成果説明書ですね。決算でこれを出すというのは、予算に対してどれぐらいの成果が上がったかということを決算審査する、適正に執行されているかどうかということも、もちろんそれも大事なことでありますけれども、私どもが議会でやることは、どれぐらい成果が上がったかということとをここで審査することが第一の目的だと思っています。そういうことで、どれぐらい成果があったのかというのが、なかなか見にくいという指摘がありましたけれども、私もそういう観点から、ぜひこれを調製していただきたいということで、お願いしたいと思います。

(職員の削減について)

私が質問したいのは2点あります。

1つは、私は今回の代表質問で、職員を減らすということで、行革大綱で計画したものよりも早いペースで職員の削減を続けるという報告がありました。しかし、それに伴って職員の業務を減らさなければ、職員が労働過重になってしまうということは、再三、話をしてまいりました。その1つの例として、たまたま農政部がここにいるから話をするのですが、全体的には、また本来であれば総括質疑の中でやるべきなのでしょうけれども、監査委員事務局が公報で発表した中で、

平成19年度以前の収入未済額というのは、全部の所属をやったわけではないのですが、たまたま抽出したところだけで63億円あるということになっています。だから、私はもっとたくさんあると思うのですが、その中で、農業改良資金償還金というのは、私法上の債権ですよ、貸付金ですから。これが、平成9年度以前のものもまだ残っている形になっている。こういうものを残しておきますと、時効になっているのかどうか分からない。まず、農業改良資金貸付金の時効の成立というのは何年なのでしょう。

赤池農業技術課長 時効の年数ははっきりお答え申し上げられませんが、時効にならないように返還を継続していただいているということです。

丹澤委員 この平成9年度以前のものについても時効の中断をしている。では、どういう手続をとっていますか。

赤池農業技術課長 今、延滞をしている方々が19名ございます。19名の方々に個別に折衝しまして、分割できる方はしていただきながら時効にならないようお願いしているところですし、そのうちの19名のうち10人につきましては分割ということで、いろいろ相談する中で、月々1万円あるいは2万円、多い人は7万円払っていただいているというような折衝もしています。そのほかの方々も個別に当たって、相談しながら少しでも解消していただくことで、時効の中断を図っています。

丹澤委員 監査員事務局が出した資料を見ますと、平成16年度分以前のものだけでも、未収金を抱えているのが43件ある。9億円と書いてあるのですけれども、今19件ということで相当数字が違いますね。

赤池農業技術課長 今私が申し上げたのは人の数で19人でございまして、件数でいくと現在73件ございます。

丹澤委員 それで、時効が中断をしているものであれば、それは特に問題ないわけですけど、この中に、本来ならば時効が成立しているにもかかわらず、漫然と督促を繰り返している、何ら効果のない督促を繰り返しているというものがあれば、これは職員が大変なことになるわけですから、その辺、もう一回よく精査して、もう不要な督促をしてもだめというものはきちんと不納欠損処分をしたほうがいいと思いますので、よく精査をしてみてください。

(土地対策費について)

それから、総務部の関係で、実は予算のほうを絡めなければいけないものですが、決算書の69ページの土地対策費で貸付金が86億4,500万円あります。これは、今まで再三、内田委員も私も含めてこの問題についてはやっけてまいりました。この86億4,500万円を貸し付けるのは、もともとが152億円あったものが、土地開発基金から例の米倉山を買い戻したということで、これを圧縮したわけでありまして。これは私が代表質問したときに、土地開発公社は30年間でこれを返すという話をしていました。年に2億数千万円ずつ償還をするということで、今ある88億円の借金を返すためには約30年間かかると言っていたわけでありまして。

私は、土地開発公社そのものの存在意義というのは、今もうないのではないかと考えているわけです。なぜかといいますと、土地開発公社が設立されたのは、公有地取得をしなければ値上がりしてしまっていて困ることが最大の理由であったわけですが、今の時代は、公共用地を買わなければ値上がりして3

年後には倍になっているとかいうこともなくなっています。去年は企業誘致の土地をつくっておかないと間に合わないから造成をしておくと言うので、それはやめたほうがいいのではないかという話でしたけど、結局それをやり、売れ残っているような状態です。

そう考えてみると、財政課が査定をすることによって30年間土地開発公社を存続させるということになったわけですか。

福富財政課長 当然財政的な論議もさせていただく中でそうになりました。

丹澤委員 そうすると、土地開発公社を借金の返済のために30年間存続させるということですか。

福富財政課長 まず、支援をしていくということでございますので、当時の趣旨が、塩漬けとなっておりました米倉の用地について、評価損が出ているということをご整理していくかというところが中心であったと理解をしておりますけれども、その他、土地開発公社全体のあり方については、現在もプラン等をセッティングしながら検討を進めておりますし、今後も検討は必要だと考えております。当時の議論としては、特に米倉についての処理を中心に財政の論議をした上で支援していこうということでした。

望月委員長 丹澤委員の今の発言は、総務部の所轄外、企画部の所轄ではないかと思いますが、いかがですか。

丹澤委員 これを査定したのは財政課でしょう。企画課に聞いても財政課がこう決めたわけですから。県の仕組みはそうなっているんです。財政課が2億円の償還金を予算査定しているんですよ。

丹澤委員 2億円というものは企画課がすぐ償還をしたいということで財政課が査定しているわけですから、財政課に聞かないとこれはわからないということなのですが、財政課では土地開発公社の存在意義ということは全く考えずに償還金の額を決めているわけですか。

福富財政課長 当時としては、土地開発公社は存続していくという前提の中で、支援策を決定しておるわけでございますけれども、時代の変化などの状況も含めながら常に見直し等を検討していかなければならないと考えています。

丹澤委員 ことし第三セクター改革推進債というものが国で認められることになりましたよね。活用して、土地開発公社はもう存続することはないと思っているんです。住宅供給公社はまた県土整備部に聞きます。この2つのうち、土地開発公社は何のために残さなければならないのかということ、これを使って早目の償還というのは考えていますか。

古賀総務部長 大事な問題でもありますので私のほうからお答えしますが、まず、土地開発公社の債務処理については、30年間という決定を行革大綱を策定する中でいたしましたわけですが、これは、第一義的には、最終的に県が責任を負うべき債務処理、これについて、財政負担の平準化を図りつつ、計画的に解消するために、当面は約2億円、そして、今行っております定数削減等の行革効果が本格的にあらわれてくるこれから20年後以降については、年間5億円程度これを返済してい

くことが可能であろうという財政負担論議の中で、この90億円について30年間という長期の債務処理スキームを決定したということでございます。

ただ、これについては、先ほど丹澤委員から30年間土地開発公社を存続するということについての議論というお話がありましたけれども、それとは100%リンクする話ではないと考えております。あくまでもこの90億円の債務処理という中で、土地開発公社が存続をしていくという前提であれば、土地開発公社に対する補助金というやり方になります。

ですから、そういう処理スキームを前提としてこういう処理策をしておりますが、土地開発公社という法人の存続の是非ということとは、議論的には切り離れた形で、債務処理についてのみ方向性を出しているという理解ですので、この法人のあり方等々につきましては、今の経営改革プランの中で、その意義、今後の役割ということを含めて、検討していく、方向性を出していくということだと理解しています。

それと、もう一つ大事なことなのですが、第三セクター等改革推進債の話がありました。実は、第三セクター等改革推進債という形で今きちんと処理をすれば変わらないのではないかと議論を、別のところでも聞いたことがありますけれども、これは大きな問題点がありまして、実は本県だけではなく全国的に各県とも問題視しているのですが、第三セクター等改革推進債は10年償還になります。つまり、今申し上げたように、我々は財政負担論議から30年間という期間をかけて負担を平準化すべきだということを決めたわけですが、仮にこの90億円を第三セクター等改革推進債で賄った場合には、10年償還で毎年約10億円償還をしなければならないということになりまして、現実的には財政負担として耐えられる額ではないと思っています。

実は、全国的にもこの第三セクター等改革推進債の活用にあたっては、今、そこが大きなネックになっておりまして、県によっては本格的な活用を検討する中で償還年限の延長などを要望する向きもございますけれども、現時点で土地開発公社についてこれだけの額を第三セクター等改革推進債を用いて処理するということになった場合には、当座の県財政への影響というのは大き過ぎるだろうというのが率直な感想でございます。

以　上

決算特別委員長　望月　清賢